キャピタル世界株式ファンド
（限定為替ヘッジ）

追加型投信／内外／株式

（課税上は株式投資信託として取扱われます。）

投資信託説明書

（請求目論見書）

2025 年 11 月 14 日

キャピタル・インターナショナル株式会社

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう「キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 11 月 14 日にその届出の効力が生じております。

発行者名	：キャピタル・インターナショナル株式会社
代表者の役職氏名	：代表取締役社長　小泉　徹也
本店の所在の場所	：東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビル
縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	１
第二部 ファンド情報	３
第１ ファンドの状況	３
１ ファンドの性格	３
２ 投資方針	８
３ 投資リスク	１６
４ 手数料等及び税金	２１
５ 運用状況	２６
第２ 管理及び運営	３８
１ 申込（販売）手続等	３８
２ 換金（解約）手続等	３９
３ 資産管理等の概要	３９
４ 受益者の権利等	４２
第３ ファンドの経理状況	４４
１ 財務諸表	４７
２ ファンドの現況	５６
第４ 内国投資信託受益証券事務の概要	５７
第三部 委託会社等の情報	５８
第１ 委託会社等の概況	５８
１ 委託会社等の概況	５８
２ 事業の内容及び営業の概況	５９
３ 委託会社等の経理状況	６０
４ 利害関係人との取引制限	８１
５ その他	８１

信託約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）
・上記ファンドを「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。
・キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）の略称として「世界株式Ｈ」および「世界株式（限定為替ヘッジ)」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：３兆円を上限とします。
・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額とは、当ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上１万口当たりをもって表示されることがあります。
・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「世界株式Ｈ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　03-6366-1300（営業日９：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜 3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間： 2025 年 11 月 14 日から 2026 年 11 月 19 日まで
・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　03-6366-1300（営業日 9：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（９）【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。
・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込金額には利息は付利されません。
②日本以外の地域における発行は行ないません。
③当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。
当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により３兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指します。

  - 投資対象ファンド

    ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラス Ｃｈ-JPY)」(以下「ニューパースペクティブ・ファンド（クラス Ｃｈ-JPY)」ということがあります。)・・・　新興国を含む世界各国の株式等に投資を行ないます。

    追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定)」(以下「日本短期債券ファンド」ということがあります。)・・・ わが国の短期債券等に投資を行ないます。

    ※実質投資割合は、「ニューパースペクティブ・ファンド（クラス Ｃｈ-JPY)」を高位に維持することを基本とします。

  - 投資形態　ファンド・オブ・ファンズ

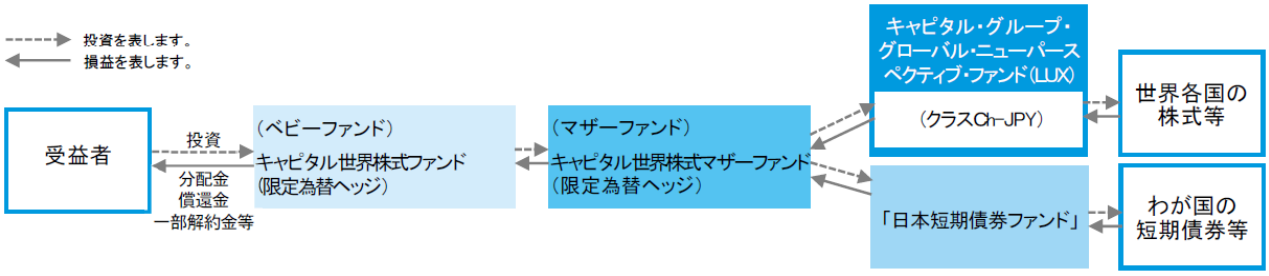

  - 原則として実質的な主要通貨建資産については主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。主要通貨建以外の資産については為替取引を行なわないため為替変動の影響を受けます。
  - 成長を重視するファンドです。年１回（毎年 8 月 20 日（休業日の場合は翌営業日））決算し、分配方針に基づき分配を行ないます。

    ※収益分配は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定しますが、分配を行なわないこともあります。

＜ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。＞

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。

  主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制（運用プロセスの概念図）

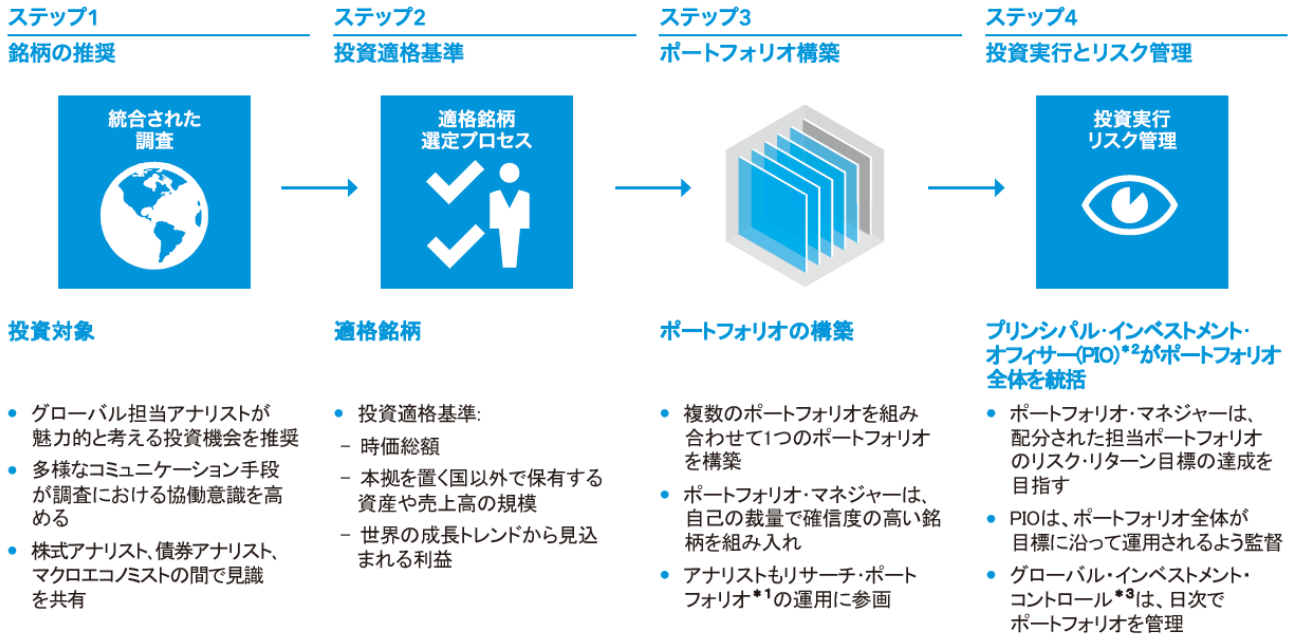

＊1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。
＊2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。
＊3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。

- 原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。

・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）		
一般				
大型株	年２回	日本		

中小型株		北米		
債券	年４回	欧州	ファミリーファンド	あり（限定ヘッジ）
一般		アジア		
公債	年６回（隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年 12 回（毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。

・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。

・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2018 年 11 月 15 日　信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

2023 年 11 月 24 日　投資対象ファンドの変更
＜変更前＞
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ-JPY）
＜変更後＞
キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ-JPY）

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人

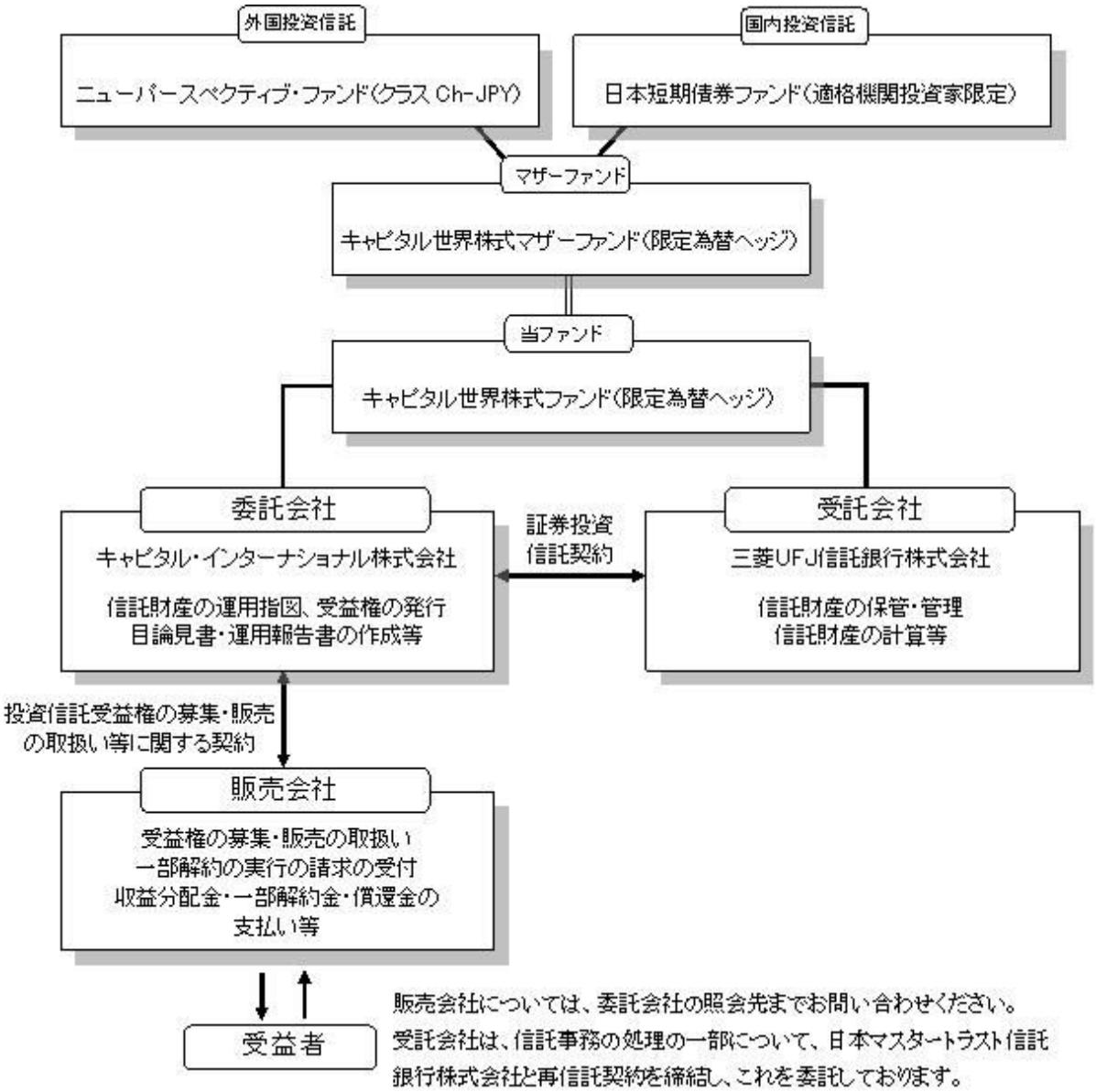

②ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

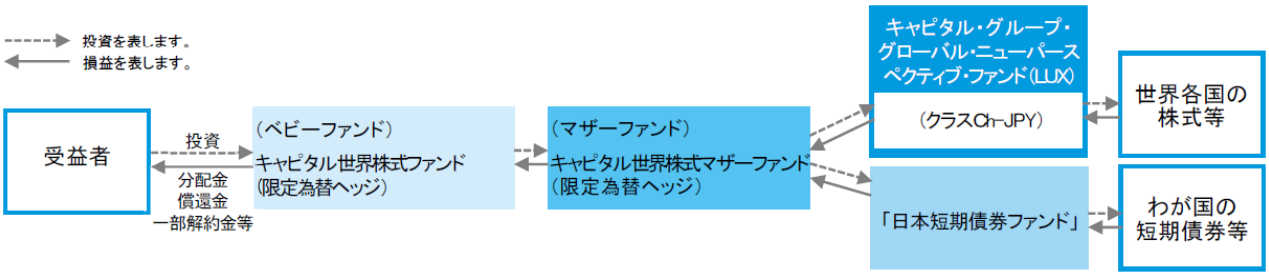

・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。

・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2025 年 11 月 13 日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）　2018 年８月 21 日設定

キャピタル世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）　2023 年８月 18 日設定

④委託会社の概況（2025 年９月 30 日現在）

a. 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社

b. 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビル

c. 資本金の額：４億 5,000 万円

d. 沿革

1986 年 3 月　キャピタル・インターナショナル株式会社設立

1987 年 3 月　証券投資顧問業者登録

1987 年 9 月　投資一任業務認可取得

2006 年 2 月　投資信託委託業務認可取得

2007 年 9 月　金融商品取引業登録

2008 年 7 月　キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

e. 大株主の状況

株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク

住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市

所有株式数：56,400 株

所有比率：100％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

②銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

③運用方法

ａ）投資対象

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

ｂ）投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。また、デリバティブ取引にかかる権利に対する実質投資は、平成 29 年内閣府告示第 540 号第 7 条第２項第１号から第３号までに掲げられた一定の目的により行なうこととします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類（約款第 15 条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第 15 号に掲げるものを除きます。）

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲（約款第 16 条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等

（１）投資方針

①主として投資信託証券（「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ-JPY)」および「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定)」）に投資を行ないます。

②投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ-JPY)」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

①投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券
ロ. 約束手形
ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラス Ｃｈ-JPY)」、「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定)」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣｈ-JPY）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2015 年 10 月 30 日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の長期的成長を目標とします。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・純資産総額の 10%を超えての借入れは、行ないません。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年 12 月 31 日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

上記は、2025 年９月 30 日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型
信託期間	無期限（2007 年 9 月 26 日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
決算日	毎年７月 22 日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率 0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

上記は、2025 年９月 30 日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

＊ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRC は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

（３）【運用体制】

①運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用開発部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

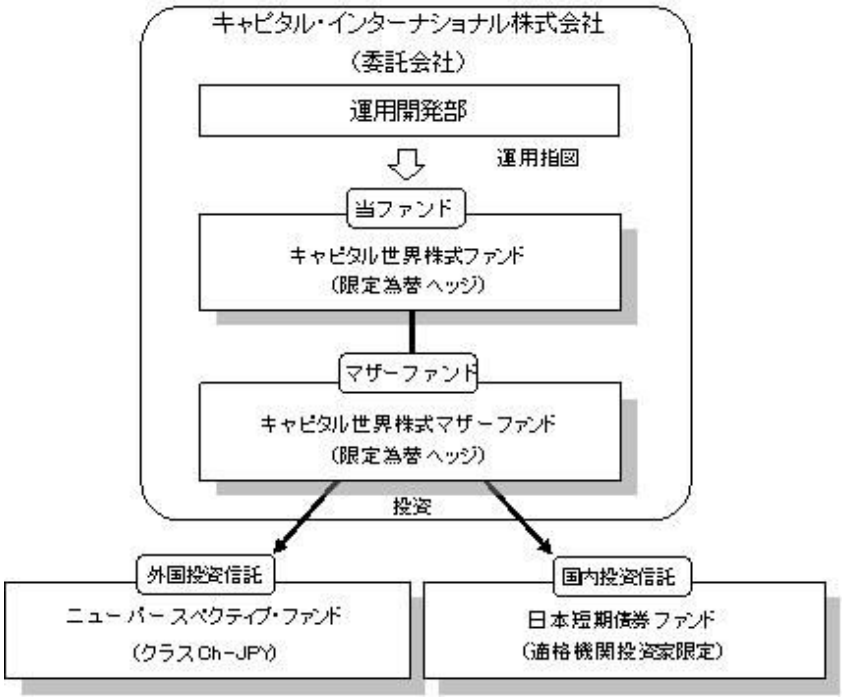

②内部管理体制

内部管理体制につきましては、当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）
キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2025 年９月 30 日現在）
運用開発部（６名）／法務コンプライアンス部（３名）／オペレーション部（11 名）
※（　）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③関係法人に関する管理体制

受託会社　業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

＜参考情報＞

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

１．「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴
キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。
ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958 年から採用されています。
主な特徴は次のとおりです。
・独自の裁量を反映できる
・幅広い分散ができる
・個人評価の明確性が保てる
・運用結果の均一性が保てる
・継続性が保てる

２.「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」
運用は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。
投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略・管理委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行ない、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。
＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

※上記は 2025 年９月 30 日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針
毎年８月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
②収益の分配方式
信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に

属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a．一般コース*1

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。

b．自動けいぞく投資コース*1

収益分配金は、自動けいぞく投資契約*2（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

＊１ 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

＊２ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

※販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（５）【投資制限】

・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）

・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）

・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）

・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第 17 条）

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入（約款第 20 条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

・資金の借入れ（約款第 27 条）

①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図

をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②上記①の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内

③一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金　が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考情報＞マザーファンドの投資制限等

・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

・株式への直接投資は、行ないません。

・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

・デリバティブ取引は、原則行ないません。

・信用リスク集中回避のための投資制限

①組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないものとします。

②一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・公社債の借入

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②上記①の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

※マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2) 投資対象「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。
投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク
当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク
当ファンドが実質的に投資する主要通貨建資産に対して、原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。従って、主要通貨建資産に該当しない部分については、為替ヘッジを行なわないために為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。

● 金利変動リスク
当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

● 信用リスク
株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク
投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

● 当ファンドの資産規模にかかる留意点
資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

● 金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

＜リスク管理体制＞
委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。

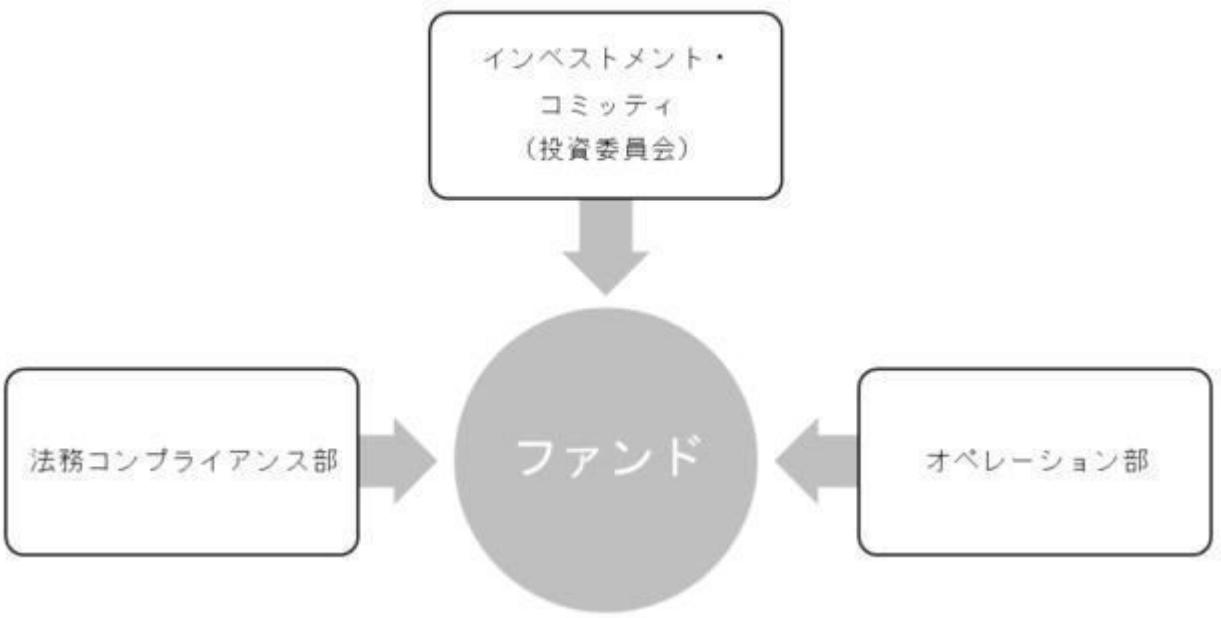

インベストメント・コミッティー（投資委員会）	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。なお、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、取締役会等が監督します。
オペレーション部	運用開発部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

＜参考情報＞　投資対象ファンドにおけるリスク管理体制
１．キャピタル・グループのリスク管理体制
（１）ポートフォリオのリスク管理
インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的に開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。
アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。
（２）リスク管理の徹底
グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。
（３）カウンターパーティー・リスク管理
グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

＜コンプライアンス＞
①運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。
②売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間に

おいてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行なっており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行なっております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

２．三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行ない、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証等を行ないます。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

③内部監査担当部署
同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。
＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

※上記は 2025 年９月 30 日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

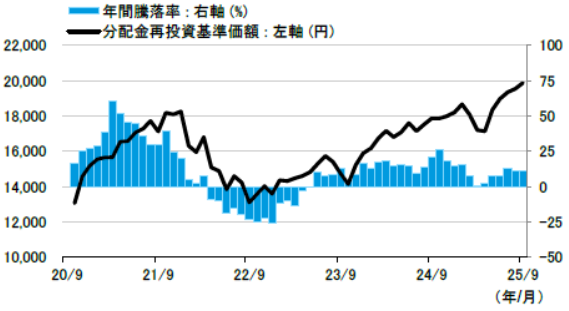

（注1）分配金再投資基準価額は、設定日（2018年11月15日）を10,000円とした基準価額で、2020年10月から2025年9月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
（注3）年間騰落率は、2020年10月から2025年9月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

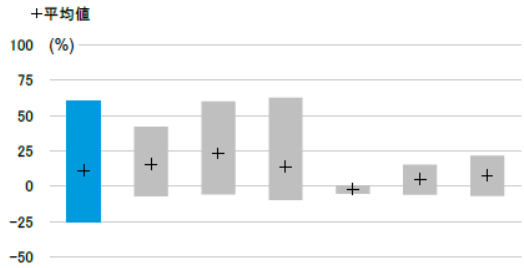

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 25.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	11.1	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2020年10月から2025年9月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3％（税抜 3.00％）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。
・当ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得に、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

・当ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.694％（税抜1.54%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。
信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として
配分（年率／税抜）	0.75％	0.75％	0.04％

＊マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

＜投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担＞

当ファンドの信託報酬	年率1.694％（税抜1.54％）
投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１）	年率0.00％
投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２）	年率0.007％程度
実質的な負担（＊３）	年率1.701％程度（税込）

（＊１）「ニューパースペクティブ・ファンド（クラス Ｃｈ-JPY)」の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示する投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用が別途かかります。なお、当該ファンド管理費用の総経費率は、後記「（５）課税上の取扱い」の（参考情報）ファンドの総経費率に表示する「④投資先ファンドの運用管理費用以外」の比率でご覧いただけます。
（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率 0.143％（税抜 0.13％）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007％程度と見込み、当該年率を表示しています。
（＊３）当ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬

を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

①以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

２．信託財産の財務諸表の監査費用

３．法定開示費用（運用報告書作成・印刷費用等）

４．投資対象ファンドにかかる費用

ⅰ　有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等

ⅱ　投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

②上記①１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

③上記①２．に定める信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、一定額または信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します（ただし、当該金額は年間 165 万円（税抜 150 万円）を上限とします。）。

④上記①３.に定める費用は、毎計算期末に前計算期間末の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して年 10,000 分の 1.1（税抜年 10,000 分の 1.00）の率を乗じた額を上限として、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上するものとし、計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。ただし、第１計算期間については、信託財産からの支弁は行なわないものとします。

⑤上記①４．ⅰに定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先または保管銀行（受託銀行）等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

⑥上記①４．ⅱに定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額で、契約先との適正な価格設定により、当該ファンドから適切な費用の支払いを受けることができるものとします。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2025年９月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。
また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%） [2038年１月１日から] 20%（所得税15%、地方税５%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。
確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

＜法人受益者に対する課税＞

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年１月１日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年１月１日から]

	15%（所得税 15%）
一部解約金および償還金のうちの個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 ［2014 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日まで］ 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%） ［2038 年 1 月 1 日から］ 15%（所得税 15%）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

● 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。

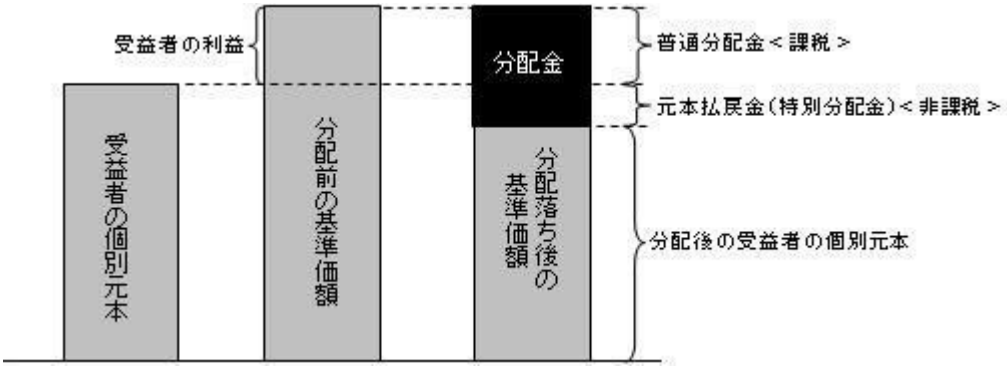

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

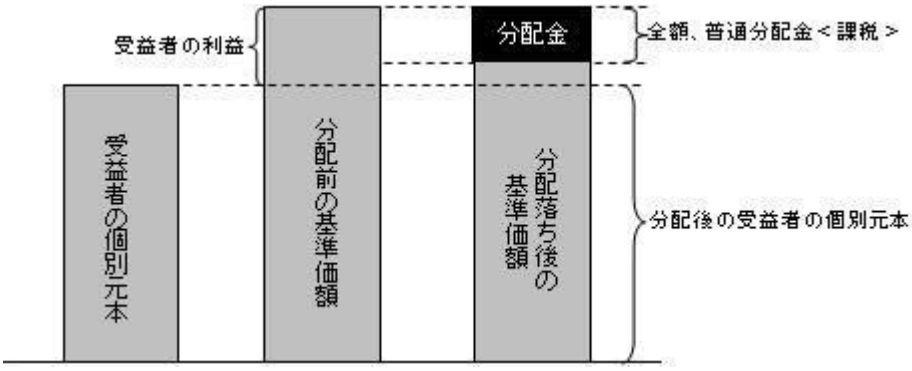

※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）、その内訳は下記のとおりです。

総経費率（①＋②＋③＋④）	①当ファンドの運用管理費用			②当ファンドのその他費用	③投資先ファンドの運用管理費用	④投資先ファンドの運用管理費用以外
1.76%	1.70%			0.01%	0.00%	0.05%
	委託会社 0.83%	販売会社 0.83%	受託会社 0.04%			

・上記対象期間は、2024 年 8 月 21 日から 2025 年 8 月 20 日までのものです。
・上記値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
・投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
・当ファンドの費用には、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。また、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なります。
・投資先ファンドの運用管理費用以外の費用には、外国ファンドにおけるカストディーフィー等のファンド管理費用が含まれています。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	19,978,342,186	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,024,482	0.05
合計(純資産総額)		19,989,366,668	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	598,025	0.00
投資証券	ルクセンブルク	52,063,988,174	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	80,348,957	0.15
合計(純資産総額)		52,144,935,156	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）

2025 年 9 月 30 日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	米国	1,035,698,958,932	54.24
	フランス	149,857,048,157	7.85
	英国	113,591,174,148	5.95
	台湾	67,351,570,680	3.53
	カナダ	66,148,835,253	3.46
	日本	63,118,169,493	3.31
	ドイツ	49,216,261,074	2.58
	オランダ	46,295,201,702	2.42
	スイス	41,459,296,872	2.17
	中国	39,748,925,820	2.08
	デンマーク	31,708,515,830	1.66
	イタリア	28,340,298,968	1.48
	スペイン	20,553,198,148	1.08
	香港	18,127,309,677	0.95
	韓国	14,097,751,785	0.74
	インド	10,034,017,676	0.53
	スウェーデン	9,620,345,404	0.50

	アイルランド	8,991,669,869	0.47
	メキシコ	7,825,620,615	0.41
	オーストラリア	7,176,458,815	0.38
	シンガポール	6,481,498,739	0.34
	南アフリカ	4,504,330,899	0.24
	ベルギー	2,732,896,407	0.14
	ブラジル	2,314,755,033	0.12
	ロシア	0	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		64,589,820,266	3.38
合計		1,909,583,930,262	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）の　純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2025 年 7 月 22 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	9,880,400	0.12
社債券	日本	8,020,399,000	98.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	93,733,243	1.15
合計(純資産総額)		8,124,012,643	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2025 年 7 月 22 日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

a. 上位 30 銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	9,631,365,852	2.0258	19,511,220,943	2.0743	19,978,342,186	99.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.94

合計	99.94

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a. 上位 30 銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）	16,173,963.397	3,144.05	50,851,749,618	3,219	52,063,988,174	99.84
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890	1.0457	598,025	1.0457	598,025	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.84
合計	99.84

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）

上位 30 銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

順位	銘柄	国/地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段）通貨（下段）	評価金額　（円）	投資比率（%）
1	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	731,688	743.4 米ドル	80,850,774,751	4.23
2	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	924,368	514.6 米ドル	70,705,041,429	3.70
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	10,431,000	1300 台湾ドル	65,999,868,760	3.46
4	BROADCOM INC	米国	情報技術	1,328,435	327.9 米ドル	64,746,667,857	3.39
5	TESLA INC	米国	一般消費財・サービス	883,188	443.21 米ドル	58,183,307,677	3.05
6	NVIDIA CORP	米国	情報技術	1,336,172	181.85 米ドル	36,116,975,016	1.89
7	NETFLIX INC	米国	コミュニケーション・サービス	176,279	1206.41 米ドル	31,610,488,201	1.66
8	SHOPIFY INC CL A	カナダ	情報技術	1,086,066	149 米ドル	24,053,494,686	1.26

9	UNICREDIT SPA	イタリア	金融	2,136,579	63.64 ユーロ	23,701,277,134	1.24
10	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	米国	一般消費財・サービス	464,945	326.72 米ドル	22,579,431,271	1.18
11	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国	ヘルスケア	1,017,974	110.88 英ポンド	22,541,324,590	1.18
12	JPMORGAN CHASE & CO	米国	金融	473,986	315.69 米ドル	22,241,395,660	1.16
13	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	610,890	244.36 米ドル	22,188,545,231	1.16
14	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	英国	資本財・サービス	9,299,351	11.635 英ポンド	21,607,700,801	1.13
15	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	195,684	726.51 米ドル	21,131,611,145	1.11
16	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	557,528	244.05 米ドル	20,224,658,257	1.06
17	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	341,643	395.31 米ドル	20,074,559,493	1.05
18	ESSILORLUXOTTICA SA	フランス	ヘルスケア	392,073	274.9 ユーロ	18,787,296,852	0.98
19	AIRBUS SE	フランス	資本財・サービス	546,947	195.78 ユーロ	18,665,352,267	0.98
20	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	559,597	222.17 米ドル	18,479,766,918	0.97
21	SAFRAN SA	フランス	資本財・サービス	348,914	295.8 ユーロ	17,990,332,382	0.94
22	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	米国	生活必需品	742,089	162.99 米ドル	17,978,466,719	0.94
23	NESTLE SA	スイス	生活必需品	1,196,041	72.09 スイス・フラン	16,071,385,821	0.84
24	PROSUS NV N	オランダ	一般消費財・サービス	1,523,434	59.7 ユーロ	15,853,333,545	0.83
25	TRIP.COM GROUP LTD ADR	中国	一般消費財・サービス	1,360,943	76.14 米ドル	15,402,403,811	0.81
26	BOOKING HOLDINGS INC	米国	一般消費財・サービス	18,796	5454.81 米ドル	15,239,852,406	0.80
27	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	218,621	447.49 米ドル	14,541,556,926	0.76
28	DSV A/S	デンマーク	資本財・サービス	486,399	1278 デンマーク・クローネ	14,516,121,053	0.76
29	COSTCO WHOLESALE CORP	米国	生活必需品	104,220	916.87 米ドル	14,203,472,290	0.74

30	VISA INC CL A	米国	金融	278,889	340.16 米ドル	14,101,013,376	0.74

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細

2025年7月22日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	
日本	第347回利付国債（10年）	0.100	2027/6/20	国債	10,000	98.804	9,880,400	0.12
日本	第 35 回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債（2021）	0.279	2026/10/21	社債	100,000	98.893	98,893,000	1.22
日本	第44回フランス相互信用連合銀行　(BFCM)円貨社債（2024）	0.933	2027/10/15	社債	200,000	99.221	198,442,000	2.44
日本	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債	1.613	2028/12/19	社債	100,000	100.046	100,046,000	1.23
日本	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債(2025)	1.558	2029/7/4	社債	200,000	99.771	199,542,000	2.46
日本	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　円貨社債(2023)	0.713	2026/7/13	社債	200,000	99.591	199,182,000	2.45
日本	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債（2024）	1.114	2028/1/26	社債	200,000	99.544	199,088,000	2.45
日本	第18回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	1.562	2029/1/17	社債	100,000	99.914	99,914,000	1.23
日本	第21回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）	1.552	2029/6/5	社債	300,000	99.856	299,568,000	3.69
日本	第12回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債(2023)	1.377	2027/12/1	社債	200,000	100.094	200,188,000	2.46
日本	第10回フランス電力円貨社債（2024）	1.172	2027/10/25	社債	200,000	99.288	198,576,000	2.44
日本	第12回フランス電力円貨社債（2025）	1.550	2028/7/10	社債	100,000	99.875	99,875,000	1.23
日本	第14回セブン＆アイ・ホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.190	2025/12/19	社債	300,000	99.754	299,262,000	3.68
日本	第26回ＬＩＮＥヤフー（社債間限定同順位特約付）	1.473	2028/7/14	社債	100,000	100.014	100,014,000	1.23

日本	第13回資生堂（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）	0.450	2027/12/8	社債	300,000	98.426	295,278,000	3.63
日本	第9回新日鐵住金（社債間限定同順位特約付）	0.385	2028/6/20	社債	100,000	97.616	97,616,000	1.20
日本	第67回神戸製鋼所（社債間限定同順位特約付）	0.200	2026/6/10	社債	100,000	99.331	99,331,000	1.22
日本	第24回パナソニックホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.709	2028/9/14	社債	100,000	98.323	98,323,000	1.21
日本	第24回パナソニックホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.709	2028/9/14	社債	200,000	98.323	196,646,000	2.42
日本	第31回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位特約付)	1.096	2027/7/16	社債	200,000	100.013	200,026,000	2.46
日本	第50回川崎重工業(社債間限定同順位特約付)	0.400	2028/7/20	社債	100,000	97.637	97,637,000	1.20
日本	第27回ＪＡ三井リース(社債間限定同順位特約付)	0.430	2027/1/25	社債	100,000	99.173	99,173,000	1.22
日本	第65回クレディセゾン（社債間限定同順位特約付）	0.380	2027/7/30	社債	300,000	98.48	295,440,000	3.64
日本	第85回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.240	2027/3/15	社債	100,000	98.658	98,658,000	1.21
日本	第87回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.290	2028/4/14	社債	200,000	97.51	195,020,000	2.40
日本	第19回三井住友信託銀行（社債間限定同順位特約付）	0.140	2026/4/28	社債	100,000	99.451	99,451,000	1.22
日本	第33回東京センチュリー（社債間限定同順位特約付）	0.280	2028/4/27	社債	300,000	97.674	293,022,000	3.61
日本	第81回ホンダファイナンス（社債間限定同順位特約付）	0.389	2028/6/20	社債	100,000	97.408	97,408,000	1.20
日本	第４１回ＳＢＩホールディングス（社債間限定同順位特約付）	1.450	2028/1/21	社債	100,000	99.631	99,631,000	1.23
日本	第42回リコーリース（社債間限定同順位特約付）	0.390	2027/6/1	社債	100,000	98.689	98,689,000	1.21
日本	第17回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.340	2026/7/31	社債	100,000	99.193	99,193,000	1.22
日本	第17回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.340	2026/7/31	社債	200,000	99.193	198,386,000	2.44
日本	第20回イオンフィナンシャルサービス(社債間限定同順位特約付)	0.590	2026/2/24	社債	100,000	99.751	99,751,000	1.23

日本	第24回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	1.470	2028/2/25	社債	100,000	100.166	100,166,000	1.23
日本	第80回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.280	2026/2/26	社債	100,000	99.647	99,647,000	1.23
日本	第83回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.530	2028/7/6	社債	100,000	97.856	97,856,000	1.20
日本	第８４回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.550	2026/12/18	社債	100,000	99.307	99,307,000	1.22
日本	第2回三菱ＨＣキャピタル（社債間限定同順位特約付）	0.190	2027/3/1	社債	100,000	98.719	98,719,000	1.22
日本	第52回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約付）	0.375	2027/7/13	社債	300,000	98.629	295,887,000	3.64
日本	第59回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約付）	0.385	2028/5/26	社債	300,000	97.858	293,574,000	3.61
日本	第31回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.410	2027/8/27	社債	200,000	98.404	196,808,000	2.42
日本	第31回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.410	2027/8/27	社債	100,000	98.404	98,404,000	1.21
日本	第40回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.575	2026/11/27	社債	100,000	99.428	99,428,000	1.22
日本	第44回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約付)（グリーンボンド）	0.470	2027/2/26	社債	100,000	99.104	99,104,000	1.22
日本	第３回野村ホールディングス(担保提供制限等財務上特約無)	0.280	2026/9/4	社債	100,000	99.114	99,114,000	1.22
日本	第1回ＳＢＩ証券（劣後特約付）	2.081	2028/3/24	社債	100,000	100.311	100,311,000	1.23
日本	第35回イオンモール（社債間限定同順位特約付）	0.760	2028/4/28	社債	300,000	98.392	295,176,000	3.63
日本	第37回イオンモール（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	1.107	2028/12/14	社債	100,000	98.657	98,657,000	1.21
日本	第20回ソフトバンク（社債間限定同順位特約付）	0.320	2026/7/10	社債	200,000	99.323	198,646,000	2.45
日本	第25回ソフトバンク（社債間限定同順位特約付）	0.828	2027/5/27	社債	200,000	99.266	198,532,000	2.44
日本	第28回ソフトバンク（社債間限定同順位特約付）	1.186	2027/5/28	社債	100,000	100.048	100,048,000	1.23
日本	第28回ソフトバンク（社債間限定同順位特約付）	1.186	2027/5/28	社債	100,000	100.048	100,048,000	1.23
日本	第30回ＪＥＲＡ(社債間限定同順位特約付)	1.125	2028/4/25	社債	100,000	99.698	99,698,000	1.23

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2025年7月22日）現在の情報です。

②【投資不動産物件】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

期	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期　（2019年 8月20日）	505,069,541	505,069,541	1.0824	1.0824
第２期　（2020年 8月20日）	3,483,558,674	3,483,558,674	1.3135	1.3135
第３期　（2021年 8月20日）	8,728,581,664	8,728,581,664	1.7087	1.7087
第４期　（2022年 8月22日）	12,047,843,652	12,047,843,652	1.4949	1.4949
第５期　（2023年 8月21日）	16,186,670,562	16,186,670,562	1.4936	1.4936
第６期　（2024年 8月20日）	18,758,160,852	18,758,160,852	1.7565	1.7565
第７期　（2025年 8月20日）	19,685,028,449	19,685,028,449	1.9438	1.9438
2024年 9月末日	18,894,694,675	—	1.7858	—
10月末日	18,857,851,968	—	1.7856	—
11月末日	18,844,296,322	—	1.7988	—
12月末日	19,345,705,772	—	1.8197	—
2025年 1月末日	19,722,967,840	—	1.8656	—
2月末日	19,156,173,611	—	1.8071	—
3月末日	18,175,125,903	—	1.7199	—
4月末日	17,917,125,372	—	1.7127	—
5月末日	19,121,776,787	—	1.8349	—

6月末日	19,666,893,350	—	1.8965	—
7月末日	19,697,771,928	—	1.9339	—
8月末日	19,806,740,429	—	1.9535	—
9月末日	19,989,366,668	—	1.9863	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年11月15日～2019年 8月20日	0
第2期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	0
第3期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	0
第4期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	0
第5期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	0
第6期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	0
第7期	2024年 8月21日～2025年 8月20日	0

③【収益率の推移】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2018年11月15日～2019年 8月20日	8.2
第2期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	21.4
第3期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	30.1
第4期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	△12.5
第5期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	△0.1
第6期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	17.6
第7期	2024年 8月21日～2025年 8月20日	10.7

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2018年11月15日～2019年 8月20日	517,209,569	50,593,308	466,616,261
第2期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	2,563,660,709	378,109,730	2,652,167,240

第 3 期	2020 年 8 月 21 日～2021 年 8 月 20 日	3,199,717,013	743,427,297	5,108,456,956
第 4 期	2021 年 8 月 21 日～2022 年 8 月 22 日	3,790,505,578	839,676,888	8,059,285,646
第 5 期	2022 年 8 月 23 日～2023 年 8 月 21 日	3,843,799,264	1,065,737,883	10,837,347,027
第 6 期	2023 年 8 月 22 日～2024 年 8 月 20 日	2,506,903,120	2,664,840,799	10,679,409,348
第 7 期	2024 年 8 月 21 日～2025 年 8 月 20 日	1,304,252,146	1,856,547,093	10,127,114,401

(注)第 1 期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

2025年9月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2025年9月30日）

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

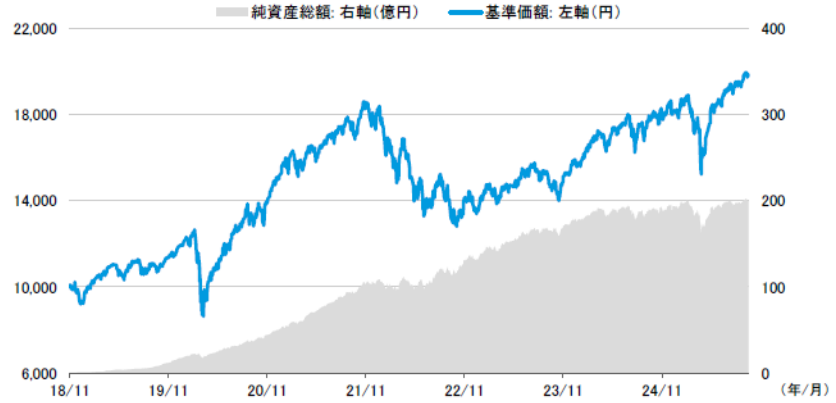

分配金の推移

第7期	2025年8月	0円
第6期	2024年8月	0円
第5期	2023年8月	0円
第4期	2022年8月	0円
第3期	2021年8月	0円
	設定来累計	0円
	分配金は1万口当たり、税引前	

主要な資産の状況（2025年9月30日現在）

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

＜キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	99.84
2	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.00

＜各ファンドが実質的に投資するキャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の主要な資産の状況等＞　（2025年9月30日現在）

上位10銘柄

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	4.23
2	マイクロソフト	米国	情報技術	3.70
3	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	3.46
4	ブロードコム	米国	情報技術	3.39
5	テスラ	米国	一般消費財・サービス	3.05
6	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	2.22
7	エヌビディア	米国	情報技術	1.89
8	ネットフリックス	米国	コミュニケーション・サービス	1.66
9	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	1.41
10	ショッピファイ	カナダ	情報技術	1.26

上位5業種

順位	業種名	投資比率(%)
1	情報技術	22.41
2	資本財・サービス	14.42
3	一般消費財・サービス	13.99
4	金融	12.66
5	コミュニケーション・サービス	11.69

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	96.62
債券	-
現金・その他	3.38

※　同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率

国名	投資比率(%)
米国	54.24
フランス	7.85
英国	5.95
台湾	3.53
カナダ	3.46
その他国	21.59
現金・その他	3.38

通貨別構成比率

通貨名	投資比率(%)
米ドル	59.74
ユーロ	14.77
英ポンド	5.87
台湾ドル	3.53
日本円	3.31
その他通貨	9.40
現金・その他	3.38

年間収益率の推移

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

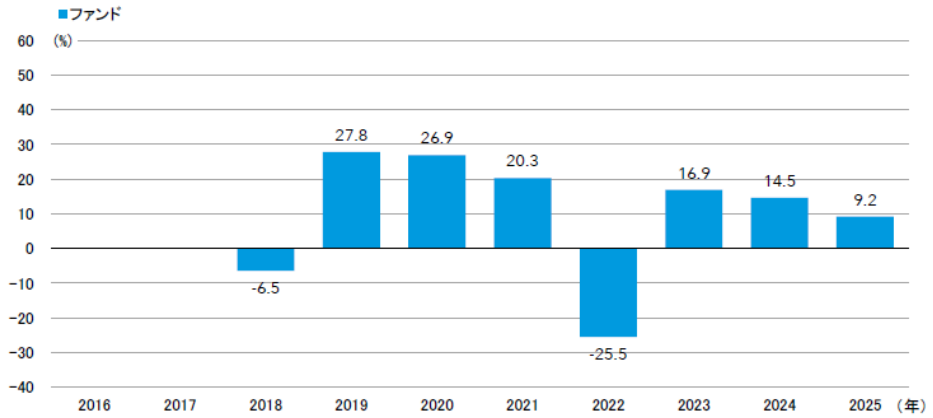

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

2018年は設定日（2018年11月15日）から年末までの収益率を表示。2025年は年初から9月末までの収益率を表示。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得の申込みは、販売会社で受付けます。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　03-6366-1300（営業日９：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）取得の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時 30 分までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（３）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の２つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資者は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、１口単位で取得することができます。

（５）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（６）申込手数料がかかります。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。

申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（７）販売会社指定のファンド間でスイッチングが可能です。

・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。

・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。

・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合、全てのファンドを取扱っていない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込みは、販売会社で受付けます。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　03-6366-1300（営業日９：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

（２）換金の申込みの受付は、申込不可日（＊１）を除く販売会社の営業日（＊２）に行なわれます。

（＊１）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（＊２）原則として、午後３時 30 分までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

（５）換金手数料は、かかりません。

（６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人

投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

②有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。
外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）
主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。
当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「世界株式Ｈ」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号　03-6366-1300（営業日９：00～17：00） ホームページ　capitalgroup.co.jp

④運用報告書

委託会社は、８月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2018 年 11 月 15 日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の①の a.、②の a.、③の a. および⑤の b. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年８月 21 日から翌年８月 20 日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から 2019 年８月 20 日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に

応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本 a. によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもっ

て行ないます。

e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記 a. から f. までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a. 他の受益者の氏名または名称および住所

b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して５営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交

付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間（2024 年 8 月 21 日から 2025 年 8 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 10 月 24 日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久保　直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）の 2024 年 8 月 21 日から 2025 年 8 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）の 2025 年 8 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの 2024 年 8 月 20 日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して 2024 年 10 月 24 日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2024年8月20日現在	第7期 2025年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	244,604,123	194,256,640
親投資信託受益証券	18,693,752,320	19,658,223,542
未収入金	20,000,000	-
未収利息	737	1,862
流動資産合計	18,958,357,180	19,852,482,044
資産合計	18,958,357,180	19,852,482,044
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,469,511	7,979,231
未払受託者報酬	4,076,770	4,126,513
未払委託者報酬	152,878,989	154,744,171
その他未払費用	771,058	603,680
流動負債合計	200,196,328	167,453,595
負債合計	200,196,328	167,453,595
純資産の部		
元本等		
元本	10,679,409,348	10,127,114,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,078,751,504	9,557,914,048
元本等合計	18,758,160,852	19,685,028,449
純資産合計	18,758,160,852	19,685,028,449
負債純資産合計	18,958,357,180	19,852,482,044

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第６期 自　2023年８月22日 至　2024年８月20日	第７期 自　2024年８月21日 至　2025年８月20日
営業収益		
受取利息	16,785	302,536
有価証券売買等損益	3,205,939,245	2,251,971,222
営業収益合計	3,205,956,030	2,252,273,758
営業費用		
支払利息	68,187	－
受託者報酬	7,865,354	8,359,324
委託者報酬	294,950,760	313,474,367
その他費用	1,546,456	1,210,912
営業費用合計	304,430,757	323,044,603
営業利益又は営業損失（△）	2,901,525,273	1,929,229,155
経常利益又は経常損失（△）	2,901,525,273	1,929,229,155
当期純利益又は当期純損失（△）	2,901,525,273	1,929,229,155
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	348,485,417	97,568,559
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,349,323,535	8,078,751,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,514,088,206	1,057,103,069
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,514,088,206	1,057,103,069
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,337,700,093	1,409,601,121
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,337,700,093	1,409,601,121
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,078,751,504	9,557,914,048

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第６期 2024年８月20日現在	第７期 2025年８月20日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	10,679,409,348口	10,127,114,401口
２．当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	１口当たり純資産額 1.7565円 (１万口当たり純資産額) (17,565円)	１口当たり純資産額 1.9438円 (１万口当たり純資産額) (19,438円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第６期
自 2023年８月22日
至 2024年８月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,773,596,921円
収益調整金額	C	5,290,193,318円
分配準備積立金額	D	1,014,961,265円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,078,751,504円
当ファンドの期末残存口数	F	10,679,409,348口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,564.78円
１万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第７期
自 2024年８月21日
至 2025年８月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	294,085円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,831,317,217円
収益調整金額	C	5,390,214,866円
分配準備積立金額	D	2,336,087,880円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,557,914,048円
当ファンドの期末残存口数	F	10,127,114,401口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,437.93円
１万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第６期 自 2023年８月22日 至 2024年８月20日	第７期 自 2024年８月21日 至 2025年８月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に	同左

	則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第６期 2024年８月20日現在	第７期 2025年８月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第６期 2024年８月20日現在	第７期 2025年８月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,940,216,698	2,168,721,536
合計	2,940,216,698	2,168,721,536

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第6期 自 2023年8月22日 至 2024年8月20日	第7期 自 2024年8月21日 至 2025年8月20日
期首元本額	10,837,347,027円	10,679,409,348円
期中追加設定元本額	2,506,903,120円	1,304,252,146円
期中一部解約元本額	2,664,840,799円	1,856,547,093円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	9,703,452,067	19,658,223,542	
合計		9,703,452,067	19,658,223,542	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2025年8月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	460,313,460
投資信託受益証券	598,025
投資証券	52,152,667,362
未収入金	30,000,000
未収利息	4,413
流動資産合計	52,643,583,260
資産合計	52,643,583,260
負債の部	
流動負債	
未払金	420,000,000
流動負債合計	420,000,000
負債合計	420,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	25,777,723,619
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	26,445,859,641
元本等合計	52,223,583,260
純資産合計	52,223,583,260
負債純資産合計	52,643,583,260

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年8月20日現在	
1．　計算日における受益権の総数		25,777,723,619口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.0259円
	(1万口当たり純資産額)	(20,259円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年8月21日 至 2025年8月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年8月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年8月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△629
投資証券	5,758,191,928
合計	5,758,191,299

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年8月20日現在
同計算期間の期首元本額	28,578,909,890円
同計算期間の追加設定元本額	1,768,278,395円
同計算期間の一部解約元本額	4,569,464,666円
計算日の元本額※	25,777,723,619円
※元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドＮＦ（限定為替ヘッジ）	16,074,205,672円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,703,452,067円
キャピタル世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）	65,880円

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890.00	598,025	
投資信託受益証券 合計		571,890.00	598,025	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスCh-JPY）	16,587,998.525	52,152,667,362	
投資証券 合計		16,587,998.525	52,152,667,362	
合計		17,159,888.525	52,153,265,387	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

＜閲覧方法＞
キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス
→「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択
→「(参考) 実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	20,034,493,359円
Ⅱ　負債総額	45,126,691円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	19,989,366,668円
Ⅳ　発行済口数	10,063,452,222口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9863円

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2025年9月30日現在

Ⅰ　資産総額	52,154,935,156円
Ⅱ　負債総額	10,000,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	52,144,935,156円
Ⅳ　発行済口数	25,138,006,684口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0743円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2025年7月22日現在

Ⅰ　資産総額	115,978,610円
Ⅱ　負債総額	83,569円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	115,895,041円
Ⅳ　発行済口数	110,697,352口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.047円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（２）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（３）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（４）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025 年９月 30 日現在）

資本金の額　　４億 5,000 万円
発行可能株式総数　７万 5,000 株
発行済株式総数　　５万 6,400 株

過去５年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）会社の機構（2025 年９月 30 日現在）

①会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は３名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長１名、副社長、専務取締役および常務取締役各１名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は３ヵ月に１度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は１週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。

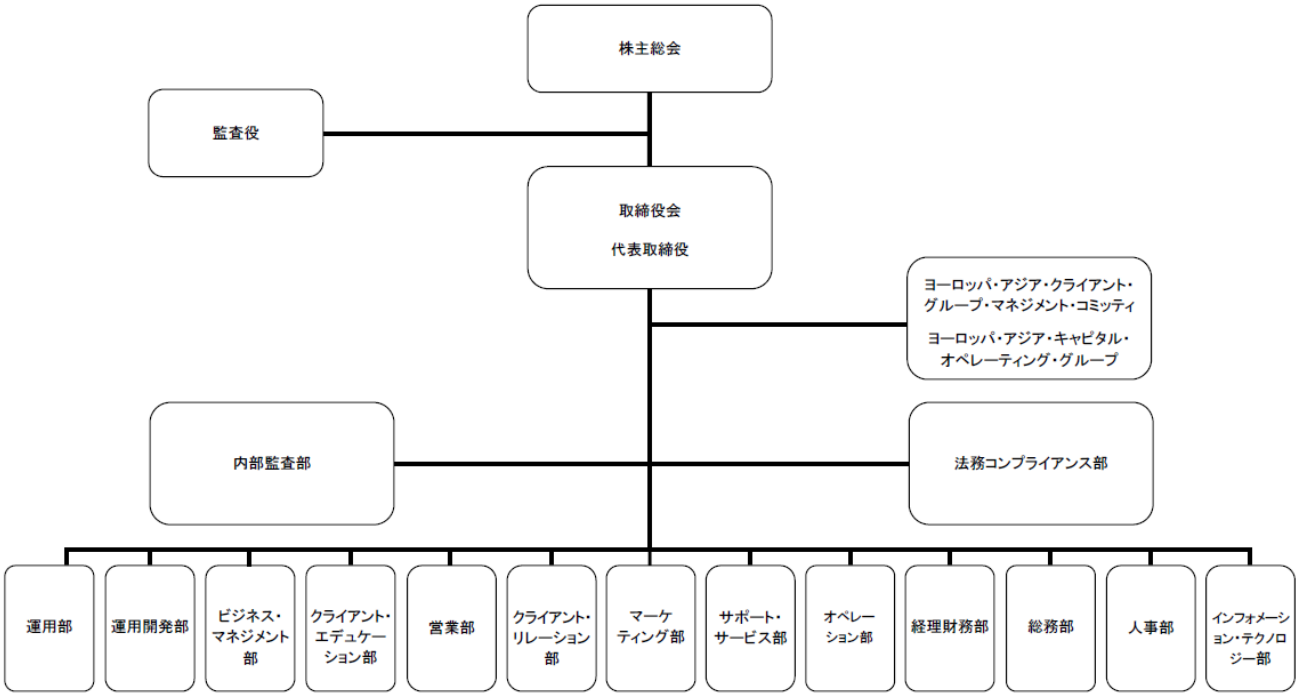

②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用開発部・運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部・運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2025 年 9 月 30 日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	2,966,589
合計	56	2,966,589

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　杉　浦　　栄　亮

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業

的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年6月30日現在)		当事業年度 (2025年6月30日現在)	
科目	注記番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)					
Ⅰ.流動資産					
1.現金・預金			2,756		4,535
2.前払費用			107		91
3.未収入金	*2		2,383		2,691
4.未収委託者報酬			7,150		8,720
5.未収運用受託報酬			374		304
6.立替金			22		12
7.短期差入保証金			―		5
流動資産計			12,794		16,361
Ⅱ.固定資産					
1.有形固定資産			2,421		2,231
建物	*1	1,650		1,546	
器具備品	*1	771		684	
2.投資その他の資産			769		881
(1)投資有価証券		0		0	
(2)保険積立金		14		14	
(3)長期差入保証金		411		401	
(4)繰延税金資産		342		464	
固定資産計			3,190		3,113
資産合計			15,985		19,474
(負債の部)					
Ⅰ.流動負債					
1.預り金			82		98
2.未払金			6,572		8,101
(1)未払手数料		4,461		5,431	
(2)その他未払金	*2	2,111		2,669	
3.未払費用			334		243
4.未払法人税等			333		482
5.未払消費税等			178		769
6.賞与引当金			229		224
7.役員賞与引当金			49		60
流動負債計			7,780		9,979
Ⅱ.固定負債					
1.長期未払費用			11		―
2.退職給付引当金			2,074		2,193
3.役員退職慰労引当金			24		30
4.資産除去債務			361		380
固定負債計			2,471		2,604
負債合計			10,252		12,584

(純資産の部)					
Ⅰ.株主資本					
1.資本金			450		450
2.資本剰余金			582		582
資本準備金		582		582	
3.利益剰余金			4,700		5,857
その他利益剰余金		4,700		5,857	
繰越利益剰余金		4,700		5,857	
株主資本計			5,733		6,889
純資産合計			5,733		6,889
負債・純資産合計			15,985		19,474

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）		当事業年度 （自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）	
科目	注記番号	内訳 （百万円）	金額 （百万円）	内訳 （百万円）	金額 （百万円）
Ⅰ.営業収益					
1.委託者報酬			17,924		25,339
2.運用受託報酬			1,600		1,555
3.その他営業収益	*1*2		15,204		19,086
営業収益計			34,729		45,982
Ⅱ.営業費用					
1.支払手数料	*1*2		27,053		37,520
2.広告宣伝費			187		369
3.調査費			652		758
4.営業雑経費			119		130
(1)通信費		18		18	
(2)印刷費		86		96	
(3)協会費		14		16	
営業費用計			28,013		38,779
Ⅲ.一般管理費					
1.給料			3,002		2,798
(1)役員報酬		93		115	
(2)給料・手当		1,630		1,550	
(3)賞与		998		847	
(4)賞与引当金繰入額		229		224	
(5)役員賞与引当金繰入額		49		60	
2.交際費			54		71
3.寄付金			0		11
4.旅費交通費			124		208
5.租税公課			91		94
6.不動産賃借料			516		429
7.退職給付費用			263		309

8. 役員退職慰労引当金繰入額			6		6
9. 固定資産減価償却費			192		212
10. 器具備品賃借料			9		8
11. 消耗品費			37		11
12. 事務委託費			131		134
13. 採用費			27		87
14. 福利厚生費			339		355
15. 共通発生経費負担額			620		827
16. 諸経費			12		11
一般管理費計			5,431		5,580
営業利益			1,285		1,623
Ⅳ. 営業外収益					
1. 受取利息及び配当金			4		5
2. 為替差益			―		64
営業外収益計			4		69
Ⅴ. 営業外費用					
1. 為替差損			51		－
営業外費用計			51		－
経常利益			1,237		1,692
Ⅵ. 特別利益					
1. 固定資産売却益			5		0
特別利益計			5		0
Ⅶ. 特別損失					
1. 固定資産除却損			8		7
特別損失計			8		7
税引前当期純利益			1,234		1,686
法人税、住民税及び事業税			411		650
法人税等調整額			51		△121
当期純利益			771		1,156

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450	582	582	3,928	3,928	4,961	4,961
当期変動額							
当期純利益				771	771	771	771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	771	771	771	771
当期末残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733
当期変動額							
当期純利益				1,156	1,156	1,156	1,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,156	1,156	1,156	1,156
当期末残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物 15 年、器具備品 3～15 年であります。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年６回、年２回もしくは年１回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年１回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[未適用の会計基準等]

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第34号　2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準運用指針第33号　2024年9月13日）等

(1)概要

借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年6月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点において評価中であります。

[会計上の見積りの変更]

1．資産除去債務の見積りの変更

現在の事務所の建物賃貸借契約に定められている原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。これにより2025年6月時点の固定負債に含まれる資産除去債務は380百万円となりました。従来の方法と比べて増加した当事業年度の減価償却費は0百万円であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　112百万円 器具備品　126百万円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　2,383百万円 その他未払金　2,091百万円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　232百万円 器具備品　200百万円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　2,691百万円 その他未払金　2,620百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2023年7月1日　至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日　至2025年6月30日)
*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー(以下「CRMC社」という。)との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの	*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー(以下「CRMC社」という。)との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの

各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 　その他営業収益　15,204 百万円 　支払手数料　　14,356 百万円	各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 　その他営業収益　19,086 百万円 　支払手数料　　19,556 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 （自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）
1.　発行済株式の種類及び総数	1.　発行済株式の種類及び総数

前事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	－	－	56,400

当事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	－	－	56,400

［リース取引関係］

前事業年度 （自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料 1 年以内　468　百万円 1 年超　78　百万円 合計　546　百万円	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料 1 年以内　468　百万円 1 年超　－　百万円 合計　468　百万円

［金融商品関係］

前事業年度 （自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 　金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資につ	1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 　金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資につ

いては別段運用しておりません。 (2)金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。 未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。 未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。 当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。 長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。 投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。 また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。	いては別段運用しておりません。 (2)金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。 未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。 未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。 当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。 長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。 投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。 また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期差入保証金	411	340	△ 71

(注 1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	－	340	－

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期差入保証金	401	320	△ 81

(注 1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	－	320	－

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。 4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て 1 年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5 年超であります。	主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。 4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入保証金）は全て 1 年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5 年超であります。

［有価証券関係］

<table>
<tr><th>前事業年度
（2024 年 6 月 30 日現在）</th><th>当事業年度
（2025 年 6 月 30 日現在）</th></tr>
<tr><td>
1. その他有価証券（2024 年 6 月 30 日現在）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
<table>
<tr><th>種類</th><th>貸借対照表計上額（百万円）</th><th>取得原価（百万円）</th><th>差額（百万円）</th></tr>
<tr><td>その他有価証券（証券投資信託）</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td></tr>
</table>
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
（自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）
<table>
<tr><th>種類</th><th>売却額（百万円）</th><th>売却益の合計額（百万円）</th><th>売却損の合計額（百万円）</th></tr>
<tr><td>その他有価証券（証券投資信託）</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>
</td><td>
1. その他有価証券（2025 年 6 月 30 日現在）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
<table>
<tr><th>種類</th><th>貸借対照表計上額（百万円）</th><th>取得原価（百万円）</th><th>差額（百万円）</th></tr>
<tr><td>その他有価証券（証券投資信託）</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td></tr>
</table>
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
（自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）
該当事項はございません。
</td></tr>
</table>

［デリバティブ取引関係］

前事業年度 （自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）	当事業年度 （自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

［退職給付関係］

<table>
<tr><th>前事業年度
（自 2023 年 7 月 1 日　至 2024 年 6 月 30 日）</th><th>当事業年度
（自 2024 年 7 月 1 日　至 2025 年 6 月 30 日）</th></tr>
<tr><td>1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。
なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
退職給付引当金の期首残高　1,954 百万円
退職給付費用　263 百万円
退職給付の支払額　△ 119 百万円
確定拠出年金制度への拠出額　△ 24 百万円
退職給付引当金の期末残高　2,074 百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用
簡便法で計算した退職給付費用　263 百万円

3. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 24 百万円であります。</td>
<td>1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。
なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
退職給付引当金の期首残高　2,074 百万円
退職給付費用　309 百万円
退職給付の支払額　△ 161 百万円
確定拠出年金制度への拠出額　△ 29 百万円
退職給付引当金の期末残高　2,193 百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用
簡便法で計算した退職給付費用　309 百万円

3. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 29 百万円であります。</td></tr>
</table>

［税効果会計関係］

前事業年度 （2024 年 6 月 30 日現在）	当事業年度 （2025 年 6 月 30 日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 618 百万円 役員退職慰労引当金 7 百万円 賞与引当金 70 百万円 資産除去債務 8 百万円 未払費用 270 百万円 長期未払費用 3 百万円 繰延税金資産小計 979 百万円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 636 百万円 評価性引当額小計（注 1） △ 636 百万円 繰延税金資産合計 342 百万円 (注 1)評価性引当額が 43 百万円増加しております。この増加の主な内容は、退職給付引当金の増加に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 退職給付引当金 672 百万円 役員退職慰労引当金 9 百万円 賞与引当金 68 百万円 資産除去債務 17 百万円 未払費用 308 百万円 繰延税金資産小計 1,076 百万円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 612 百万円 評価性引当額小計（注 1） △ 612 百万円 繰延税金資産合計 464 百万円 (注 1) 評価性引当額が 24 百万円減少しております。この減少の主な内容は、支払予定が 1 年後超の退職給付引当金の減少に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 30.6 (調整) 評価性引当額 3.5 永久に損金及び益金に算入されない項目 3.2 住民税均等割 0.2 その他 0.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.5	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、記載を省略しております。

［資産除去債務関係］

前事業年度 （2024 年 6 月 30 日現在）	当事業年度 （2025 年 6 月 30 日現在）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038 年 7 月末とし、割引率は 0.76%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 768 百万円 時の経過による調整額 3 百万円 見積りの変更による減少額 △ 51 百万円 履行による減少額 △ 359 百万円 期末残高 361 百万円	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038 年 7 月末とし、割引率は当初計上部分には0.76%を、当期見積もりの変更に伴う増加部分には1.67%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 361 百万円 時の経過による調整額 2 百万円 見積りの変更による増加額 16 百万円 期末残高 380 百万円

[収益認識関係]

前事業年度 (2024 年 6 月 30 日現在)	当事業年度 (2025 年 6 月 30 日現在)
1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 委託者報酬 17,924 百万円 運用受託報酬 1,600 百万円 その他営業収益 15,204 百万円 合計 34,729 百万円 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 委託者報酬 25,339 百万円 運用受託報酬 1,555 百万円 その他営業収益 19,086 百万円 合計 45,982 百万円 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

［セグメント情報等］

<table>
<tr><th>前事業年度
（2024 年 6 月 30 日現在）</th><th>当事業年度
（2025 年 6 月 30 日現在）</th></tr>
<tr>
<td>
（セグメント情報）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
（関連情報）
1. サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
<table>
<tr><td>日本</td><td>19,499 百万円</td></tr>
<tr><td>米国</td><td>15,204 百万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>25 百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>34,729 百万円</td></tr>
</table>
(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報
<table>
<tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr>
<tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>15,204 百万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（セグメント情報）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
（関連情報）
1. サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
<table>
<tr><td>日本</td><td>26,891 百万円</td></tr>
<tr><td>米国</td><td>19,086 百万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>4 百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>45,982 百万円</td></tr>
</table>
(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報
<table>
<tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr>
<tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>19,086 百万円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

［関連当事者情報］

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC 社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）12,500	投資運用業	（被所有）間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	15,204	未収入金	2,383
						各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、IT サービスなど）	14,356	その他未払金	1,469
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC 社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）5,261	子会社の管理	（被所有）間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	620	その他未払金	620

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	（千ユーロ）7,500	ファンドマネジメント	－	運用に係る手数料の支払	支払手数料	5,168	未払手数料	1,104
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	（千米ドル）10	市場調査	－	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	1,194	その他未払金	3

（注）

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）12,500	投資運用業	（被所有）間接100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	19,086	未収入金	2,691

						各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、IT サービスなど）	19,556	その他未払金	1,787
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC 社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）5,063	子会社の管理	（被所有）間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	827	その他未払金	827

（注）

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	（千ユーロ）7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	7,338	未払手数料	1,337

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	（千米ドル）10	市場調査	－	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	651	その他未払金	21

（注）

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 （自 2023年7月1日　至 2024年6月30日）	当事業年度 （自 2024年7月1日　至 2025年6月30日）
1株当たり純資産額　101,651.52円 1株当たり当期純利益金額　13,678.98円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　771百万円 普通株主に帰属しない金額　－百万円 普通株式に係る当期純利益　771百万円 期中平均株式数　56,400株	1株当たり純資産額　122,161.22円 1株当たり当期純利益金額　20,509.70円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　1,156百万円 普通株主に帰属しない金額　－百万円 普通株式に係る当期純利益　1,156百万円 期中平均株式数　56,400株

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008 年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

信託約款

追加型証券投資信託
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）
運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

１　基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

２　運用方法

（１）投資対象

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。

③ デリバティブ取引にかかる権利に対する実質投資は、平成 29 年内閣府告示第 540 号第７条第２項第１号から第３号までに掲げられた一定の目的により行なうこととします。

④ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。）には、制限を設けません。

③ 株式への直接投資は、行ないません。

④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

⑤ デリバティブの直接利用は、行ないません。

３　収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

（１）分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、繰越分を含みます。

（２）分配方針

収益分配金額は、上記（１）の範囲で、委託者が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわない場合があります。

（３）留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 18 条第１項、同条第２項および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金 10 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第 41 条第１項、第 42 条第１項もしくは第 44 条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、10 万口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が予めこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって、当該受益権の取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を指定販売会社と結んだ受益権取得申込者の取得申込みの場合は、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込日がルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドが定める非営業日に当たる日には、受益権の取得の申込に応じないものとします。

③ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とし、指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額を加算した額とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第３項または前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、委託者は、受益権の取得申込の受付けを制限または停止することができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）約束手形（金融商品取引法第２条第１項第 15 号に掲げるものを除きます。）

（ハ）金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第17条　組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに、第20条、第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに、第20条、第21条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（外国為替予約の指図）

第21条　委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委

託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 23 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 24 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 25 条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内

２．再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 30 条　この信託の計算期間は、原則として毎年８月 21 日から翌年８月 20 日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から 2019 年８月 20 日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 31 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 32 条　以下に定める受託者が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中か

ら支弁することができます。

1．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

2．信託財産の財務諸表の監査費用

3．法定開示費用（運用報告書作成および印刷費用等）

4．投資対象ファンドにかかる費用

ⅰ　有価証券等の売買委託手数料およびこれらにかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）の費用等

ⅱ　管理費用等

② 前項第１号に定める費用は、委託者および受託者で締結される契約に基づき計上されます。

③ 第１項第２号に定める信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、一定額または信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。(ただし当該金額は年間 150 万円に消費税等に相当する金額を加算した額を上限とします。)

④ 第１項第３号に定める費用は、毎計算期末に前計算期間末の当該信託の実績等に基づき試算された額を基本とし、その合理的に見積もられた金額を信託財産の純資産総額に対して年 10,000 分の１の率を乗じた額を上限として、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上するものとし、計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁することができます。ただし、第 30 条第１項に規定する第１計算期間については、信託財産中からの支弁は行なわないものとします。

⑤ 第１項第４号. ⅰに定める費用は、当該投資対象ファンドの運用にかかる発注先、保管銀行（受託銀行）等との契約に基づき合意した額または料率に基づく額とします。

⑥ 第１項第４号. ⅱに定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額で、契約先との適正な価格設定により、当該ファンドから適切な費用の支払いを受けることができるものとします。

（信託報酬等）

第 33 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 154 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 34 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第１号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンド受益証券の信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 35 条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 38 条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 36 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、第 38 条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 37 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 38 条　受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位（別に定める契約を結んだ取得申込者については１口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の一部解約の実行を請求する日がルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドが定める非営業日に当たる日には、原則として一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑥　信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることおよび純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 39 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（信託契約の解約）

第 40 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（約款の変更等）

第 45 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条　この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 47 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況にかかる情報の提供）

第 48 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第 49 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（約款に関する疑義の取扱い）

第 50 条　この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日　2018 年 11 月 15 日

委託者　キャピタル・インターナショナル株式会社

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

親投資信託
キャピタル世界株式マザーファンド
（限定為替ヘッジ）
運用の基本方針

約款第 16 条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

１　基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

２　運用方法

（１）投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資法人または外国投資法人の発行する投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として別に定める世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券（以下、各々または総称して「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 指定投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする投資信託証券を高位に維持することを基本とします。

③ デリバティブ取引にかかる権利に対する実質投資は、平成 29 年内閣府告示第 540 号第 7 条第２項第１号から第３号までに掲げられた一定の目的により行なうこととします。

④ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への直接投資は、行ないません。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブ取引は、原則行ないません。

親投資信託
キャピタル世界株式マザーファンド
（限定為替ヘッジ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 15 条第１項、同条第２項および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金 10 万円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 36 条第１項および第２項、第 37 条第１項、第 38 条第１項および第 40 条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益証券（第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第 10 条第３項、第 36 条第２項および第 42 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするキャピタル・インターナショナル株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、10 万口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 18 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第 19 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第５項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

（ハ）金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

（運用の指図範囲）

第13条　委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

②　委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第14条　組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（利害関係人等との取引等）

第15条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第12条および第13条に掲げる資産への投資等ならびに、第18条、第19条、第23条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第16条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運

用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 17 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（公社債の借入れ）

第 18 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（外国為替予約の指図）

第 19 条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 20 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第 23 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 25 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 26 条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 27 条　この信託の計算期間は、原則として毎年８月 21 日から翌年８月 20 日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 28 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととし

ます。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 29 条　信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税および受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第 30 条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 31 条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には収益の分配は行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 32 条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあたっては追加信託差金、信託の一部解約にあたっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責）

第 33 条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

（償還金の支払の時期）

第 34 条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに（ただし、第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。）当該償還金を受益者に対して支払います。

（信託の一部解約）

第 35 条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 36 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 37 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 38 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 39 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 40 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（約款の変更等）

第 41 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することがで

きないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 42 条　この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第 43 条　委託者は、この信託については投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第１項に定める書面を交付しません。

（運用状況にかかる情報）

第 44 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項にかかる情報を提供しません。

（公告）

第 45 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（約款に関する疑義の取扱い）

第 46 条　この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日　平成 30 年８月 21 日
委託者　キャピタル・インターナショナル株式会社
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

付表

運用の基本方針および約款第 13 条第１項に規定する「指定投資信託証券」とは以下のものをいいます。

ルクセンブルク籍円建外国投資信託
「キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY)」

追加型証券投資信託
「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定)」